

議案第55号

西脇市職員の再任用制度の運用に伴う関係条例の整備に
関する条例の制定について

西脇市職員の再任用制度の運用に伴う関係条例の整備に関する条例
を次のように定める。

平成28年9月1日

西脇市長 片 山 象 三

(理 由)

再任用制度を運用するに当たり、関係条例において必要となる規定
を整備する必要があるため。

西脇市職員の再任用制度の運用に伴う関係条例の整備に
関する条例

(西脇市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第1条 西脇市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年西脇市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第3条中「非常勤職員を除く。以下同じ。」を「非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)を除く。」に改める。

(西脇市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 西脇市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年西脇市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

第3条第1項ただし書中「設けるものとし、」の右に「再任用短時間勤務職員及び」を加え、同条第2項ただし書中「割り振るものとし、」の右に「再任用短時間勤務職員及び」を加える。

第4条第2項本文中「週休日、」の右に「再任用短時間勤務職員及び」を加え、同項ただし書中「8日(育児短時間勤務職員等)」の右に「、再任用短時間勤務職員」を加える。

第9条の2第1項中「第23条第3項」を「第23条第4項」に改める。

第13条第1項第1号中「育児短時間勤務職員等」の右に「、再任用短時間勤務職員」を加える。

(西脇市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第3条 西脇市職員の育児休業等に関する条例(平成17年西脇市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第3条中「育児休業法第2条第1項」の右に「ただし書」を加える。

第17条の表中

第29条第3項
第29条第4項及び第32条第3項
第29条第5項

を

第29条第4項
第29条第5項及び第32条第3項
第29条第6項

に改

める。

第18条の表中「第2条第3項」を「第2条第4項」に改める。

附則第5項中「第2条第3項」を「第2条第4項」に改める。

(西脇市職員の共済制度に関する条例の一部改正)

第4条 西脇市職員の共済制度に関する条例（平成17年西脇市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

(3) 地方公務員法第28条の4第1項及び第28条の6第1項の規定により採用された者

(西脇市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 西脇市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年西脇市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第4条の2第2項中「第2条第3項」を「第2条第4項」に改める。

第4条の2の次に次の1条を加える。

(再任用職員の給料)

第4条の3 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額、その者に適用される給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

2 法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第23条第1項第1号中「除く。」の右に「次項において同じ。」を加え、同条第5項を同条第7項とし、同条第4項を同条第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

6 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について、前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

第23条第3項中「対して、第1項」の右に「(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

第29条第5項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」とする。

第32条第2項を次のように改める。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第8項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の80を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の37.5を乗じて得た額の総額

第32条第4項中「第29条第4項」を「第29条第5項」に、「同条第4項」を「同条第5項」に改める。

第33条の次に次の1条を加える。

(再任用職員についての適用除外)

第33条の2 第16条から第18条までの規定は、再任用職員には適用しない。

附則第8項第3号中「第29条第4項」を「第29条第5項」に、「同条第4項」を「同条第5項」に改める。

附則第 8 項第 4 号中「第 29 条第 4 項」を「第 29 条第 5 項」に改める。

別表第 1 中

「

	129		299,500	348,800					
--	-----	--	---------	---------	--	--	--	--	--

」

を

「

	129		299,500	348,800					
再任用職員		172,700	186,500	214,000	220,000	226,000	254,000	273,400	288,500

」

に改める。

別表第 2 中

「

	149			389,200	
--	-----	--	--	---------	--

」

を

「

	149			389,200	
再任用職員			186,500	200,200	214,000

」

に改める。

別表第 3 イ中

「

	129			332,400				
--	-----	--	--	---------	--	--	--	--

」

を

「

	129			332,400				
再任用職員		187,500	214,100	242,300	255,700	280,900	292,900	297,900

」

に改め、同表ウ中

「

	153	336,400	366,200			
--	-----	---------	---------	--	--	--

」

を

「

	153	336,400	366,200			
再任用職員		233,900	254,200	261,400	271,600	287,900

」

に改める。

(西脇市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第 6 条 西脇市職員の特殊勤務手当に関する条例 (平成 17 年西脇市条

例第53号)の一部を次のように改正する。

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(短時間勤務職員の支給額の特例)

第4条 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の月額でその額が定められている手当の額は、その手当の月額に、西脇市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年西脇市条例第37号)第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(西脇市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第7条 西脇市職員等の旅費に関する条例(平成17年西脇市条例第54号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「第1条の職員」の右に「及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を加える。

第3条第3項中「(昭和25年法律第261号)法」を削る。

(西脇市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第8条 西脇市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年西脇市条例第170号)の一部を次のように改正する。

第2条中「常時勤務を要するもの」の右に「及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を加える。

(西脇市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正)

第9条 西脇市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例(平成23年西脇市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「任期を定めて任用される職員」の右に「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項及び第28条の6第1項に規定する職員を除く。)」を加え、同項第2号中「非常勤職員」の右に「(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)」を加え、同項第3号中「(昭和25年法律第261号)」を削る。

(西脇市定数外職員の身分の取扱いに関する条例の一部改正)

第10条 西脇市定数外職員の身分の取扱いに関する条例(平成26年西脇市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「定数条例第3条第3項第1号に規定する職員」の右に「及び法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を加える。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。